

信州大学人文学部と公益財団法人サイトウ・キネン財団との 連携に関する協定書

信州大学人文学部（以下「甲」という。）と公益財団法人サイトウ・キネン財団（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が保有するノウハウ等を用いて連携し、双方の発展に寄与するとともに、広く地域の振興や文化の発展に貢献することを目的とする。

（連携項目）

第2条 本協定に基づく連携項目は、次に掲げるとおりとする。

- （1）産学官連携に関すること
- （2）地域の活性化への貢献に関すること
- （3）教育及び研究に関すること
- （4）その他、双方が必要と認める事項

（連携事業の実施）

第3条 前条に掲げる事業等の具体的な実施に関しては、本協定に基づき双方協議して行う。

（秘密等の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密及び関係者の個人情報、相手方の事前の承諾なく第三者に提供若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外で利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間又は第6条による解除により効力を失った後も、前項の規定による秘密保持等の義務を負う。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から3年間とする。ただし、その間の連携協定内容の評価を行い、甲及び乙の合意により更新することができる。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、この協定を解除しようとする場合、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面により通知しなければならない。

(その他)

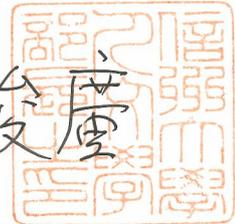
第7条 本協定に関して疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合には、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 4月 1日

信州大学人文学部
学部長

早坂 俊彦



公益財団法人サイトウ・キネン財団
理事長

堀 伝

